

○防衛省告示第百九十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十七年十月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （平成二十七年防衛省告示第百十六号）	平成二十七年七月一日から 同年十一月五日まで	平成二十七年十一月六日から平成 二十八年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体 試射水域	平成二十七年十月一日から 同月三十日まで	平成二十七年十月三十一日から平 成二十八年二月一日まで

(東京都新島村地先)

(平成二十七年防衛省告示第百八十

二号)